

国民年金保険料免除制度

国民年金保険料は、毎月13,580円(平成17年度)を納付しなければなりません。長い人生の中で所得の減少や失業等で保険料の納付が困難なときがあるかもしれません。そんなときのために「国民年金保険料免除制度」があります。

申請手続きは市町村役場で！

収入が少なく、保険料を納めることが困難な場合、市町村の国民年金担当窓口で申請してください。

社会保険事務所で前年度分の所得などにより審査し、後日結果(承認・却下)を通知します。

全額免除

保険料の全額が免除されます。

半額免除

保険料の半額は納めて、残りの半分が免除されます。
半額の保険料を納めないと、未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

承認期間

7月から翌年6月までで、毎年申請が必要です。



学生の方の場合は「学生納付特例制度」があります。

学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料が全額納付猶予されます。

20歳代の方の場合は「若年者納付猶予」があります。

同居している親の所得に関係なく、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料が全額納付猶予されます。

※いずれも申請先は市町村役場国民年金担当窓口で、毎年申請が必要です。

